

平成 17 年 5 月 2 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
政令（案）に対する意見等の提出について

平成 17 年 4 月 20 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙の
とおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し
あげます。

以 上

平成 17 年 5 月 2 日

金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(案)に対する意見等

今般、「金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」に対する意見等を下記のとおり取りまとめました。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

1. 総 論

昨年 6 月に開催された金融審議会第一部会において、「今回導入される規制の対象は、あくまでも『外為証拠金取引とそれに類似する取引』に限定する」との結論とともに、「銀行が一般的な法人向けに提供するデリバティブ取引や個人を含めて幅広く提供しているデリバティブを組込んだ預金商品については、それが問題を起こしているというわけでもなく、一律にルールが及ぶということはない」旨の考え方が明確に示されたと認識している。

現在、銀行では、お客様の為替リスク等の管理ニーズに対応するため、金融監督当局の監督・検査を受け、幅広い顧客との間でデリバティブ取引を行っている。本件によって、こうした取引に新たな負担が課されることになれば、現実の経済活動に重大な悪影響を及ぼすものと考えられる。

こうしたことから、金融審議会で示された考え方に則り、銀行の既存の業務遂行に影響が及ぶことのないよう、適用除外等の必要な措置をとられるよう強く要望する。

2. 各 論

【第 1 条】

- ・ 本規定では、金融先物取引法の適用除外取引として、預金等と通貨オプションとの組み合わせ商品のみが挙げられているが、現在、銀行では、お客様の為替リスク等の管理ニーズに対応するため、金融監督当局の監督・検査を受け、幅広い顧客との

間でデリバティブ取引を行っている。本件によって、こうした取引に新たな負担が課されることになれば、現実の経済活動に重大な悪影響を及ぼすものと考えられる。したがって、銀行の既存の業務遂行に影響が及ぶことのないよう、適用除外取引の対象を拡大されるよう強く要望する。

- ・ また、預金金利に係るフロア取引、キャップ取引、カラー取引、スワップ取引等と預金等との組み合わせ商品については、そもそも金融先物取引法の適用対象外との理解でよいか（確認）。

【第16条】

- ・ 説明書類の縦覧等に関して、銀行等の金融機関は、法第82条第1項に規定する自己資本規制比率の記載は要しないとの理解でよいか（確認）。
- ・ 説明書類の縦覧等に関して、備置の時期を、銀行法上の説明書類の縦覧等にあわせて、事業年度終了の日以後「4月」としていただきたい。

以 上